

## (29) 公益財団法人鳥取県栽培漁業協会 給与等状況報告書

### 1 職員給与の状況（平成24年度）

職員数	給 与 費			
	給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計
7 人	23,972 千円	4,822 千円	8,420 千円	37,214 千円

(注) 職員手当は、退職手当、期末手当及び勤勉手当を含みません。

### 2 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況（平成25年4月1日現在）

一般職		
平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
282,942 円	323,892 円	41 歳

(注) 1 「平均給料月額」は扶養手当等の職員手当を含まない給料のみの平均月額です。

2 「平均給与月額」は、給料月額と毎月支払われる手当（期末手当、勤勉手当及び退職手当以外の手当）とを合計したものの平均月額です。

### 3 職員の初任給の状況（平成25年4月1日現在）

区 分	初 任 給	備 考
一般職	大学卒	円 年齢、採用前の経験年数、責任の度合い、他の職員との均衡を考慮して理事長が定める。
	高校卒	円

### 4 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成25年4月1日現在）

区 分	経験年数	5 年	10年	20年	30年	備考
	一般職	大学卒	円	円	円	円
高校卒		円	円	円	354,000 円	

(注) 「経験年数」は、採用後の年数に採用前の職歴などの期間を職員の期間として換算した年数を加算したものです。

5 職員手当の状況（平成25年4月1日現在）

区 分	内 訳												
期末手当 勤勉手当 （県の規定に 準ずる）	[支給割合] <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">期末手当</th> <th style="text-align: center;">勤勉手当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">6月期</td> <td style="text-align: center;">1.13 月分</td> <td style="text-align: center;">0.71 月分</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">12月期</td> <td style="text-align: center;">1.32 月分</td> <td style="text-align: center;">0.71 月分</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: center;">2.45 月分</td> <td style="text-align: center;">1.42 月分</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	期末手当	勤勉手当	6月期	1.13 月分	0.71 月分	12月期	1.32 月分	0.71 月分	計	2.45 月分	1.42 月分
	区 分	期末手当	勤勉手当										
	6月期	1.13 月分	0.71 月分										
	12月期	1.32 月分	0.71 月分										
計	2.45 月分	1.42 月分											
（注）勤勉手当は職務能率評価制度により調整されます。													
職制上の段階、職務の 級等による加算措置 有													
[平成24年度実績] 1人当たりの平均支給額 1,202,976 円													
退職手当	[支給率] 公益財団法人鳥取県栽培漁業協会職員退職手当支給規定により、退職金の支給は独立行政法人勤労者退職金共済機構・中小企業退職金共済事業本部との間に退職金共済契約を締結することにより行い、退職手当の額は掛金納付月数に応じ、中小企業退職金共済法に定められた額とする。												
[平成24年度実績] なし													
時間外勤務手当 （県の規定に 準ずる）	[平成24年度実績] 1人当たりの平均支給年額 207,371 円												

区分	内 容	
	対象職員	支 給 月 額
管理職手当	一定の管理または監督の地位にある職員	<p>職員が理事を兼務する場合は管理職手当を支給 54,500円 (H24～H26は50%カット：27,250円)</p> <p>[平成24年度実績] 1人当たりの平均支給月額 327,000円</p>
扶養手当 (県の規定に準ずる)	扶養親族として配偶者、子等を有する職員	ア 配偶者 10,500円
		イ 配偶者以外の扶養親族 6,500円
		ウ 配偶者のない職員の扶養親族のうち1人目まで 11,000円
		15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日まで 1人につき5,000円を加算
		<p>[平成24年度実績] 1人当たりの平均支給月額 21,750円</p>
住居手当 (県の規定に準ずる)	住宅を借り受け月額12,000円を超える家賃を支払っている職員	ア 借家・借間居住者 家賃の額に応じ、最高 27,000円まで支給
		イ 単身赴任手当受給者で配偶者に居住させるため借家・借間を借り受けている者 制度なし
		<p>[平成24年度実績] 1人当たりの平均支給月額 14,200円</p>

区分	内 容	
	対象職員	支 給 月 額
通勤手当 (県の規定に 準ずる)	交通機関等を利用し、または自動車等を使用して通勤している職員	ア 交通機関等利用者 次の①または②のうち、支給単位期間当たりの額が低い方の額。 ①支給単位期間の間通用する定期券の額 ②通勤21回分の回数券の額 <最高限度額 55,000 円>
		イ 自動車等使用者 通勤距離に応じ、月額 2,200 円から 46,400 円の範囲内で支給
		ウ 特別急行列車等利用 1か月の特別急行料金等の2分の1の額を加算（高速自動車国道等特別料金等については2万円を限度）
		エ 駐車料金を負担している場合（パークアンドライド） 公共交通機関等及び自動車等に係る通勤手当をともに受けている職員が、公共交通機関の利用に伴って駐車場を利用し、駐車料金を負担することを常例としている場合に、当該駐車料金を相当する額を支給  (1ヶ月あたり 1,000 円を上限とする。)
		オ ノーマイカー運動に参加する場合 ノーマイカー運動参加者に対し、1月あたり3往復程度参加することを想定した通勤手当を支給
		[平成24年度実績] 1人当たりの平均支給月額 9,914 円
潜水手当 (県の規定に 準ずる)	潜水器具を着用して潜水作業に従事した職員	潜水深度の区分に応じ、以下に定める額とする。 20m以下 300円/60分 30m以下 600円/60分 30mを超えるとき 1200円/60分
		[平成24年度実績] 1人当たりの平均支給月額 46 円

6 役員の報酬等の状況（平成25年4月1日現在）

区 分	給料・報酬月額	期末手当	備 考
評 議 員	1日につき10,200円	なし	評議員会、理事会、監事会に出席ごとに支給(支給月：6月)
非常勤理事			
非常勤監事			
常勤理事	なし		職員を兼務する常勤理事は役員報酬なし

[平成24年度実績]

①常勤役員

支給総額	支給職員数	1人当たり 平均支給月額
円	人	円

②非常勤役員

支給総額	支給職員数	1人当たり 平均支給月額
183,600 円	11 人	1,391 円

7 給与制度の変更

(1) 変更内容

区 分	変 更 後	変 更 前	変 更 理 由
給与	給与ベースを平均2.3%カット	—	将来の経営状況予測による

(2) 適用日 平成25年4月1日